

平成30年1月～10月の緊急撮影

(公財)日本測量調査技術協会(以下「測技協」)は、災害対策基本法第二条二に基づく指定行政機関である国土交通省の国土地理院、国土技術政策総合研究所及び5地方整備局(東北、中部、近畿、中国、四国)及び同法第二条五に基づく指定公共機関である中日本高速(株)と、災害時における緊急撮影等について協定を締結し、緊急撮影のほか防災に関わる会議や訓練にも参加しています。

平成30年4月から10月までの緊急撮影に関連する事項について以下に報告します。

1. 第9回南海トラフ地震対策中部圏戦略会議・第3回中部ブロック南海トラフ地震防災対策推進連絡会

この会議は、内閣府(防災)、愛知県庁、国土交通省中部地方整備局(以下「中部地整」)を事務局として、中部圏の国、地方公共団体、学識経験者、地元経済界等から構成され、南海トラフ地震等の巨大地震に対し重点的に取り組むべき事項を掲げた「中部圏地震防災基本戦略」を策定し実施しています。測技協は、中部地整との協定締結を機に、5月17日(木)にポートメッセ名古屋(名古屋市港区)で催された第9回会議に初めて出席しました。「平成29年度南海トラフ地震対策中部圏戦略会議活動計画」における各機関の取り組み状況の報告、「平成30年度南海トラフ地震対策中部圏戦略会議活動計画」の審議が行われ、また中部ブロック南海トラフ地震防災対策推進連絡会が併設開催されました。

2. 大阪北部の地震、国土地理院との協定に基づく調査要請

6月18日7時58分頃、大阪府北部の高槻市付近の地下約13km付近を震源とする地震(M6.1)が発生、大阪市北区、高槻市、枚方市などで震度6弱の揺れを観測し、ブロック塀倒壊や家具等の倒壊による死者4名、負傷者379名、334棟の住宅の一部損壊などの被害が生じました(内閣府資料から)。

同日、国土地理院から協定に基づき斜め写真撮影について要請がありました。測技協の緊急撮影担当から登録各社宛てに調査をかけ、対応可能な社について国土地理院へ連絡しました。

3. 平成30年7月豪雨、四国地方整備局・国土地理院近畿地方整備局・中部地方整備局との協定に基づく緊急要請

6月28日以降、台風第7号や梅雨前線の影響により広範囲で豪雨に見舞われ、西日本を中心に各地で洪水氾濫や斜面崩壊等による災害が発生し、死者・行方不明者147人、負傷者120人、住宅の全壊・半壊計68棟、建物浸水計9,874棟等の被害を生じました(内閣府資料から)。気象庁はこれらの災害をもたらした豪雨を「平成30年7月豪雨」と命名しました。

7月6日、国土交通省四国地方整備局(以下「四国地整」)から協定に基づき、高知県夜須川流域のオルソ画像作成調査要請がありました。測技協の緊急撮影担当から登録各社宛てに調査をかけ、対応可能な社について四国地整へ連絡しました。

7月8日、国土地理院から協定に基づき、愛媛県大洲地区、広島県坂町地区、同県東広島地区、同県竹原三原地区の垂直写真撮影の調査要請がありました。測技協の緊急撮影担当から登録各社宛てに調査をかけ、対応可能な社について国土地理院へ連絡しました。緊急撮影は7月9日から14日にかけて実施され、国土地理院直営の撮影成果と併せて、写真画像及びその判読結果とともに、地理院地図上に公開されています。

7月10日、国土交通省近畿地方整備局(以下「近畿地整」)から協定に基づき、六甲山地の垂直写真撮影と写真判読による崩壊箇所調査についての要請がありました。測技協の緊急撮影担当から登録各社宛てに調査をかけ、対応可能な社について近畿地整六甲砂防事務所へ連絡しました。

7月11日、中部地整木曽川上流河川事務所から協定に基づき、木曽三川における流木の流出状況を垂直写真撮影により把握するための緊急要請がありました。測技協の緊急撮影担当から登録各社宛てに調査をかけ、

対応可能な社について木曽川上流河川事務所へ連絡しました。緊急撮影は、木曽三川を構成する木曽川、長良川、揖斐川の流域を各々撮影地区とし、1社ずつに発注され実施されました。10月19日、平成30年7月豪雨における対応において功労のあった団体の表彰が行われ、空中写真撮影を担った3社が、木曽川上流河川事務所から表彰されました。

4. 台風12号・台風13号・・・台風20号に備えた国土地理院からの駐機状況調査依頼

台風12号は7月26日に強い勢力に発達し、27日から29日頃までにかけて小笠原諸島付近から伊豆諸島付近～東海地方～近畿地方～瀬戸内海と西に進み、九州を北から南へ縦断し、広範囲で高波や強風による被害がありました。

台風13号は8月4日に強い勢力に発達し、9日には千葉県銚子市に最接近、最大瞬間風速25m/sを超える暴風を記録し、東日本太平洋沿岸の各地で高波が発生しました。

台風20号は、8月22日に非常に強い勢力に発達し、24日にかけて四国～近畿地方を横断し日本海に抜けて秋田沖に達し、各地で強風や浸水による被害が発生しました。

これらの台風の接近時に、国土地理院から緊急撮影の準備に向けて、航測各社の撮影用航空機の駐機状況に関する調査が、当協会の緊急撮影担当を通じて行われました。

5. 平成30年北海道胆振東部地震、国土地理院との協定に基づく撮影要請

9月6日3時7分、北海道胆振地方中東部の地下約37km付近を震源とするマグニチュード6.7の地震が発生し、震度7を厚真町で、震度6強を安平町、むかわ町で、震度6弱を札幌市東区、千歳市、日高町などで観測し、その後も大きな余震が続きました。強い地震動により、石狩低地東縁沿いの火山灰に厚く覆われた丘陵地で表層崩壊が多発するとともに、盛土で平坦化された造成地で地盤液状化が生じました。気象庁は、この地震を「平成30年北海道胆振東部地震」と命名しました。

9月6日、国土地理院から協定に基づき2地区（安平地区、厚真地区）の垂直写真撮影要請がありました。測技協の緊急撮影担当から登録各社宛てに調査をかけ、対応可能な社について国土地理院へ連絡しました。写真撮影は1週間以内に行われ、地理院地図上に正射画像や斜面崩壊判読図とともに公開されています。

6. 木曽川水系滑川上流北俣沢左岸崩壊、中部地整との協定に基づくレーザ計測要請

9月19日、中部地整多治見砂防国道事務所から、管内木曽川上流域で発生した斜面崩壊に伴う地形変化を把握するための航空レーザ計測の要請がありました。測技協の緊急撮影担当から登録各社宛てに調査をかけ、対応可能な社について多治見砂防国道事務所へ連絡しました。この斜面崩壊については、翌20日に調査結果が公表されました。